

京都府環境を守り育てる条例(汚水関係)特定施設一覧表(施行規則第3条 別表第2)

番 号	名 称
(1)	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に掲げる施設、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第12条の2若しくは湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第14条の規定により水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設又は湖沼水質保全特別措置法第15条に規定する指定施設
(2)	畜産食料品製造業の用に供する充てん施設
(3)	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する自動式洗浄施設
(4)	清涼飲料製造業の用に供する調合施設
(5)	めん類製造業の用に供する蒸煮施設
(6)	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 洗浄施設 イ 分離施設
(7)	木材又は木製品製造業(家具を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 湿式バーカー イ 薬液浸透施設 ウ 接着機洗浄施設 エ 薬品等調合施設 オ 塗装水洗ブース施設
(8)	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する貼合施設(ダンボール製造又は壁紙・ふすま紙製造に係るものに限る。)
(9)	出版業又は印刷業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 印刷インク調合施設 イ 洗浄施設
(10)	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 分離施設 イ 精製施設
(11)	(10)に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 反応施設 イ 分離施設 ウ 混合施設 エ 精製施設
(12)	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 分離施設 イ 精製施設
(13)	コールタール製品製造業の用に供する精製施設
(14)	写真感光材料製造業の用に供する分離施設
(15)	(12)から(14)までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 反応施設 イ 分離施設 ウ 混合施設 エ 精製施設
(16)	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 洗浄施設 イ 回収施設

番 号	名 称
(17)	農薬製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア ろ過施設 イ 分離施設 ウ 廃ガス洗浄施設 エ ウ以外の洗浄施設 オ 回収施設
(18)	砕石業の用に供する湿式集じん施設
(19)	鉄鋼業の用に供する溶融めっき施設
(20)	非鉄金属製造業の用に供する溶融めっき施設
(21)	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 溶融めっき施設 イ 洗浄施設(蓄電池製造業に係るものに限る。)
(22)	給食センターの用に供する調理施設(1日の調理能力が1,000食未満のものを除く。)
(23)	鉄道業の用に供する車両給油施設(動力用燃料に係るものに限る。)
(24)	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が240平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
(25)	食堂又はレストランに設置されるちゅう房施設(総床面積が280平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
(26)	バッテリー解体の用に供する廃液処理施設
(27)	廃ガス洗浄施設((17)のウに掲げるものを除く。)
(28)	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のものを除く。)
(29)	特定施設を設置する工場又は事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設((28)に掲げるものを除く。)

備考 (2)から(29)までに掲げる施設については、(1)に掲げる施設を含まないものとする。